

～職場のお悩み、まず相談～

日曜開催

相談料無料

# 労働悩みごと相談会

令和4年

10月9日(日)

10:00~15:00

- 置賜総合文化センター (米沢市金池三丁目 1-14)
- 鶴岡市国際交流センター「出羽庄内国際村」(鶴岡市伊勢原町 8-32)

令和4年

10月23日(日)

10:00~15:00

- 大手門パルズ (山形市木の実町 1 2-3 7)
- 最上広域交流センター「ゆめりあ」(新庄市多門町 1-2)

経験豊富で、労働問題の有識者である、**労働委員会委員**が親身にアドバイスします。  
労働委員会事務局では職員による電話・メール相談も受け付けます。

**対象者** 県内の労働者及び事業主など

**申込方法** 開催2日前までに電話かメールでの予約をお願いします  
※事前予約の方を優先しますが、当日の申込も受け付けます

メールでの予約は  
ホームページの  
お問い合わせフォームから

○ご予約、お問合せ、相談先○

山形県労働委員会事務局  
(村山総合支庁本庁舎6階)

TEL:023-666-7784

受付時間 8:30~12:00

13:00~17:15 (土日・祝日を除きます)



※ご相談の際は、新型コロナウイルス感染症対策を実施いたします。

# 労働悩みごと相談会では、 労使間トラブルでお悩みの方の相談に応じます。

## ●相談の対象は？

労働条件やその他労働関係に関するトラブルなどが対象となります。

例：賃金等に関する事項（賃下げ、一時金、諸手当、退職金等）

賃金以外の労働条件に関する事項（労働時間、休日・休暇等）

人事等に関する事項（退職、解雇、配置転換、出向、パワハラ、セクハラ等）

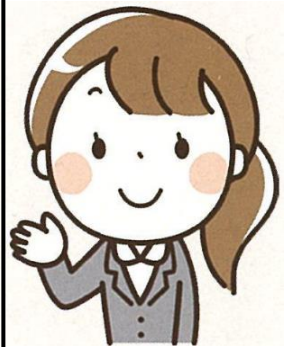
## ●相談員は？

労働問題について経験豊かな山形県労働委員会の委員が、相談に応じます。

相談会は毎月開催！

会場：村山総合支庁本庁舎（山形市鉄砲町 2-19-68）

R4. 8月22日(月) 13:00~14:30	R4. 9月8日(木) 12:30~13:30	R4. 11月10日(木) 13:00~14:00	R4. 12月8日(木) 13:00~14:30
R5. 1月12日(木) 13:00~14:30	R5. 2月9日(木) 13:00~14:30	R5. 3月9日(木) 13:00~14:30	※前開庁日の正午までに予約が必要です。



## 労働委員会とは？

### ●県の行政機関

労働組合や個々の労働者と使用者との間の紛争を公正・中立な立場で、迅速、円満に解決するための県の行政機関です。



### ●労働委員会の委員

山形県労働委員会は、公共の利益を代表する

公益委員5名（弁護士、大学教授など）、労働者を代表する労働者委員5名（労働組合の役員など）、使用者を代表する使用者委員5名（会社の役員など）の計15名の委員、公労使の三者構成です。



### ●労働委員会での主な仕事

#### 個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争（個別労働関係紛争）のあっせんを行い、解決を援助します。

#### 労使紛争の調整

労働組合と使用者との間の紛争のあっせん等を行い、解決を援助します。

#### 不当労働行為の救済

不当労働行為の存否の判断、原状回復のための命令等を行います。

